

4. 2.4 サンドマット・サンドドレーン用再生砂

① 評価対象資材

再生資源を原料とした砂を対象とする。

② 品質・性能

利用目的により、用途に応じた品質基準に適合していること

・サンドマット・サンドドレーン用

「サンドマット、サンドドレーン用砂の品質管理基準について（通知）」（昭和61年9月27日検第503号）の品質の規格値に適合していること。

③ 再生資源の含有率

原材料として再生資源を100%使用しているもの。（品質調整のための補足材料を除く）
ただし、再生資源の供給不足や環境負荷低減に寄与する等の合理的な理由が明確に示される場合には、この限りではない。

④ 環境に対する安全性

- a. 原料として特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- b. 製品または原料（再生資源）において、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項による「土壤溶出量」及び第2項による「土壤含有量」の基準に適合すること。
- c. 混合廃棄物を原料に用いる場合は、製造された製品の「熱しゃく減量」（環産第110329004号通知（平成23年3月30日））が5%以下であること。

⑤ 品質管理

安定した品質が確保できる設備・組織、社内規格、材料の供給体制、品質管理推進責任者等を備えた工場において製造された製品であること。

⑥ 環境負荷

- a. 再生資源を含有しない製品を使用した場合に比べ、環境負荷低減効果があること。
- b. 再生資源を含有しない製品を使用した場合に比べ、別表1に示す項目について環境負荷が増大しないこと。

別表1 環境負荷増大が懸念される項目

- ・再リサイクルが可能な資材である。
- ・再リサイクル時に著しい環境負荷が生じない。
- ・使用時、施工時において、有害物質等の溶出がない。
- ・製造過程においてエネルギー消費量が著しく増大しない。
- ・製造過程において、著しい環境負荷は生じない。

⑦その他（留意事項）

原材料がコンクリート塊の場合は、通常の適合状況報告に加え、④-b.による六価クロム溶出量試験結果を、3か月毎に提出すること。

原材料が混合廃棄物の場合は、通常の適合状況報告に加え、④-b.による土壌溶出量及び土壌含有量、並びに④-c.に基づく熱しゃく減量試験結果を、3か月毎に提出すること。

令和 7年 1月31日

令和 8年 1月27日